

「(仮称) 白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」
第13回全体会議・ワークショップの議事録(H22.3.20)

【1 全体会議】

事務局 これから第13回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。宜しくお願いします。

内山会長 ご出席ありがとうございます。暖かくなってきて、花も多く咲いてきているようです。そのような季節になってきました。この会も熱い議論を期待しています。本日の議題も重要なところなので議論の進め方について事務局の話をよく聞き、時間厳守でよろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして折原町民活動推進課長より挨拶を申し上げます。

折原課長 今日でこの会も13回目、本年度最後の会になります。今日は大項目「議会」について議論します。次年度以降に向けて、大きな節目になると思います。町長は「役場は地域最大のサービス機関」と申しております。サービス機関であれば、お客様である住民は、お店を選び、より良いサービスを選択できます。しかし、行政については選べません。白岡町に住む住民は白岡町の役場を相手にするしかないので。そのような意味で、前回職員の心の持ちようを申し上げました。住民が役場を選べないからこそ、職員は住民の身になって物事を進めていくように考えています。役場も住民を選べないので、お互いに関心を持つことからスタートします。私は職員にABCプランの話をよくします。Aは action、行動するということです。行動には頭で考えるという意味も含まれています。頭でまちづくりのことをよく考えることです。そしてそれがB、business につながります。そのような仕組みの中で、町がC、change していきます。あるいは、まちづくりのC、chance が生まれます。このような話を職員とよくします。大項目「行政」、「議会」については皆さんが日頃考えていることが出やすい項目だと思います。是非、様々な方向から議論して下さい。

事務局 ありがとうございます。それでは議事に入ります。内山会長、進行をお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。本日の内容とワークショップの進め方について事務局から説明があります。

事務局 資料の確認をします。

大項目「行政」については、シートを集めただけで、全体で議論していません。よって、今日はワークショップに入る前に、「第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)」を基に全体で大項目「行政」について議論していただきます。いただいた意見を基に作業部会が再度まとめます。次に、ワークショップで大項目「議会」に入ります。最初に大項目「行政」について30分程議論し、その後大項目「議会」をワークショップで議論していきます。ワークショップは今までと同じように、宿題を基に議論して下さい。以上です。

※大項目「行政」については、「第5回 作業部会の記録シート(H22.3.12)」に基づいて、全体で確認することになりました。

* * * * *

内山会長 ここまでについて、ご意見ご質問はありますか。無いようなので、前回のように大項目「行政」について作業部会の案を報告し、皆さんから意見をいただきます。「第5回 作業部会の

記録シート(H22.3.12)」をご覧ください。最初は大項目「行政」、中項目「行政の責務」についてです。

内容は「①町は、住民の信託に応えるために、自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めなければなりません。②町は、住民の意向を的確に把握し、住民の目線に立った行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めなければなりません。③町は、情報を公開し、また説明責任を果たし、住民参加の基に行政評価を実施し、住民主体の町政運営を行うとともに、透明性がより開かれた町政運営に努めなければなりません。」

作業部会の案はこのようになっています。ここについて意見はありませんか。

利根川委員 主語が「町は」になっていますが、適切ですか。自治体の代表者である「町長」にする方が良いと思います。「町は」にすると、職員も入ってしまいます。

内山会長 皆さん、今の意見についてどうですか。

遠藤委員 次に中項目「町長の責務」、「職員の責務」があるので、今の段階ではこのままで良いです。中項目を「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」とすることに疑問は残るが、今はこのままにして、大項目「行政」を議論し終わったところで重なっているところを見直す作業をする方が良いと思います。

内山会長 今の意見のように進めることで良いですか。では、そのように進めます。主語以外のところはいかがですか。

吉野委員 前回も言いましたが、考え方に「住民自治」が出てきますが、共通認識ができていないので、わかりにくくなると思います。「住民自治」が大事な概念であれば、どのようなものかを書いておく必要があります。

内山会長 「住民自治」の説明を書くということですね。

吉野委員 前回、この会で共通認識ができていないという意見があったので、そのようにしたほうが良いと思います。

内山会長 確かに、「住民自治」はこれからも出てくるし、共通認識が持っていないと思います。②についてはいかがですか。無いようなので、③についてはいかがですか。

野口委員 「住民参加のもとに行政評価を実施し」とあるが、その意味を独立させてはいかがですか。

内山会長 ③を2つに分け、④として行政評価について書くという事ですね。

牛山教授 私も今のご指摘に賛成です。この条文には2つの意味が入っているので、分けたほうが良いと思います。

内山会長 分ける方向で検討します。

利根川委員 住民参加と行政評価について書かれているが、実際に評価のしかたや参加のしくみが必要になってきます。小項目でそのようなことを考えるのですか。

内山会長 しくみは、これから考えなければいけないと思います。

利根川委員 ①、②、③とも文末が「しなければいけません」となっています。行政が住民から押し付けられているように感じます。行政が自発的にやるような表現にした方が良いです。例えば、「努めます」などです。

内山会長 ご意見として承りました。

藤巻委員 ②の「住民の目線に立った」は要らないです。住民の意向を的確に反映することは当然住民の目線に立っているはずなので要らないということです。

広辺委員 ③を分けると②の「住民の目線に立った行政運営を行い」という表現と重なります。よって、要ら

ないと思います。

松井委員 「住民の目線に立った」を消してしまうと特徴がなくなってしまう。「住民の目線に立った」は非常に重要なところだと思いますので消さないほうが良いと思います。

日下委員 行政の定義がはっきりしないと責務について考えにくいです。何を行政と言っているのかを考えたいです。

内山会長 大項目、中項目を議論したときに、行政の定義については出てきていません。改めて提案ということですか。

日下委員 一般的に責務は人に対して使うのですよね。

遠藤委員 今の段階は書いておき、中項目「町長の責務」、「職員の責務」を議論した後に重なっている部分を検討したほうが良いと思います。

日下委員 私もそのように思います。残す以上は行政の定義をどこかに書かなければいけないと思います。

遠藤委員 行政を定義することは意味が無いし、できないと思います。違うことですが、先程、吉野委員から住民自治についての意見がありました。この条例は自治基本条例です。行政を主語にして自治をめぐる部分について書かないといけません。書く、書かないについて選択をしなければいけないので、自治をめぐる必要のあることを選択していかないと量が膨大になります。また、「住民の目線に立った」については書いても意味が無いです。住民の目線に立つことを担保することが必要です。例えば、職員が1人の住民であることを認識するなどのようなことです。具体的に何ができれば、住民の目線が担保されるかを考えてほしいです。

日下委員 中項目に行政とあるので、行政が何かをはっきりさせた後で残すなり、削除するなりして下さい。

内山会長 具体的に表現しておきたいことは何ですか。

日下委員 個人的には、「行政の責務」という項目自体必要なのかと疑問に思っています。中項目「町長の責務」、「職員の責務」も「行政の責務」に含まれると思います。そのようなことを後で議論するために行政とは何かを定義したいです。

牛山教授 今までの皆さんの議論からすると、機関としての町長の責務、町長の補助機関としての職員の責務、組織のあり方、財政があります。そして、それら全体の理念のようなことを行政の責務としてまとめています。行政とは何かは難しいですが、町長、職員を含めて全体に関する理念のようなことを書くと思います。例えば、協働、説明責任などです。私の意見というのではなく、皆さんのワークショップでの意見をふまえると、それで良いと思います。

先程主語が「町は」で良いのかという意見がありました。今の話のように、まだ定義は確定していませんが、取りあえず「行政は」にするのはいかがですか。「町は」には町議会も入るかもしれませんし、取りあえず「行政は」にして、後で整理するというのでいかがですか。

内山会長 今の牛山教授の話を参考に進めていきたいと思います。「町長の責務」、「職員の責務」を含めて再検討します。

次に進みます。時間の都合上、読み上げて終わりにします。何かあれば、メモして事務局に渡してください。

広辺委員 時間がないので、読み上げなくて良いです。各自で読めば良いと思います。

日下委員 気づいたことを事務局に出すと、また時間が掛かります。時間にこだわらず、ある程度議論して

全体の方向を決めていった方が結果的に早くなると思います。

内山会長 中項目ごとに皆さんの意見をいただきたいと思います。「行政の責務」については大体意見が出たので、次の中項目「町長の責務」に移ります。ここについて何かご意見はありますか。

吉野委員 内容の③に「職員の自治能力」とありますが、どのような意味ですか。

遠藤委員 新しい言葉を使い、肉付けしていったら、一番良い言葉と一番良い概念をつくってほしいです。このような作業をしないと新しい条例になりません。自治の基本原則や自治の基本理念は皆さん同じだと思います。明確に定義できなくても、議論する中で皆さんが感じている自治のイメージや考え方が共有されるとと思います。書いた意図としては、皆さんに議論してほしいということです。

牛山教授 作業部会として「職員の自治」をどのように考えて案にしたのかということを質問したのですね。

神田副会長 作業部会は作業するだけで、1つ1つの見解については議論していません。作業部会はワークショップでの意見を1つにまとめて提案することが基本的な役割です。今回この言葉を使ったBグループに聞いてください。

遠藤委員 「職員の責務」の①に書いている「自らが住民であることを自覚し」とそのことを職務の中で住民に対して自治的なことを評価することが「自治能力」だと思います。

牛山教授 「職員の自治能力」とは職員の一般的な自治体職員としての能力なのか、役所の中での自治ということなのか分かりません。後者の職員は役所の中で自治権を持っているということは、町長の指揮監督との関係で、しっかり議論しておかないと難しいです。

遠藤委員 職員の自治権では、組合のようになり、そのようなことを言っているわけではありません。地域住民としての考え方や能力であり、住民が物事を進めるときに自治的な進め方をしているかを評価できる職員ということです。

牛山教授 そのように考えると、政策形成能力とするか、「自治」を消して「能力」とするかです。

遠藤委員 政策形成能力も執行能力も全て含めて、住民が自治的にやることを評価できる能力です。もう1つは職員自らが住民であることを自覚することです。

牛山教授 そのように考えるのであれば、やはり「自治」を消したほうが良いと思います。

遠藤委員 確かに組合を意識されるかもしれませんが。新しい概念をつくっていくためにも、分かりきったことを書いていっても意味がないと思います。

遠藤委員 言葉で定義するよりも文書で書く必要があります。

牛山教授 例えば「職員の自治推進能力」と書いても同じようになります。

遠藤委員 中項目「職員の責務」の①のように書くほうが私の考えが反映されます。

牛山教授 「自治」を消すことについてはどのように考えていますか。

遠藤委員 それを取ると、自治基本条例のためにしていることではなくなります。

平田委員 この条例は住民全員が見ます。そのときに、条例づくりにかかわっている私たちでさえ理解できない「自治能力」などのような言葉が入っていても分からないと思います。町長は勤めているときの職員としての能力を高めていただければ良いです。分かりやすくするためにも「自治」は消すことで良いと思います。

牛山教授 このままだと「職員の自治」が何か読んで分からないと思います。

遠藤委員 後から出てくるので消しても良いです。

内山会長 何か良い案があれば提案していただいて、今は「自治」を削除しておくことでいいですか。

日下委員 「この条例を遵守し」とあります。町長は地方自治法に従い業務を遂行しているので、「地方自治法及び本条例を遵守し」とするのか、この条例を地方自治法の中の1つと見るのか、地方自治法の扱いをどのようにするべきですか。

牛山教授 「条例を遵守し」とあるので違和感があると思います。条例を町長が遵守するのは当然です。皆さんの意図としては条例で掲げる理念を遵守してほしいということだと思います。「この条例に掲げる理念を遵守し」と書いたほうが分かりやすいです。

日下委員 そのほうが分かりやすいです。この条例は地方自治法の中の1つですか。

牛山教授 条例と地方自治法は別な問題です。当然、条例は法律の範囲内につくらなければいけません。地方自治法の1部をなしているわけではありません。

日下委員 この条例を規制するのは地方自治法ではないのですか。

牛山教授 地方自治法でも、その他の法律でも、法律違反になるようなことは書くことができません。何かの法律の一部分という意味とは違います。

日下委員 分かりました。

内山会長 趣旨に「この条例の理念を実現するために」と書かれています。他には意見はありませんか。では、次に移ります。中項目「職員の責務」について何か意見はありますか。

松井委員 文末が「努めなければなりません」となっています。何をもって努めていると判断するのですか。

牛山教授 「努めなければなりません」と「しなければいけません」が使い分けられていると思います。例えば、「自治の向上をしなければいけません」と書くと、何をもってしていると言えるのが難しいので、「努めなければなりません」とします。

遠藤委員 抽象的ではなく具体的に書けば良いです。何をどのようにしなければいけないかまで書けば良いです。そのようなことを書かないと担保されません。行動を規制されるようなことを書いていけば、この条例だけで担保できます。具体的に書いていきたいです。

松井委員 そのようなことをここで書くのでしょうか。前に聞いたときに、他の条例で書くと答えていただきました。

遠藤委員 細かすぎることは書きにくいと思いますが、具体的な行動を書いていく努力が必要です。薄めていく作業は簡単なので、作業部会で具体的に書いていったほうが良いです。

牛山教授 気持ちは非常に分かりますが、そこまで書くのが自治基本条例なのかという問題があります。また、1つ1つ制度設計をしていくと、膨大な時間が掛かります。みなさんが、絶対に書いておきたいことは書いても良いと思いますが、「別に条例で定める」と別に条例をつくらなければいけません。それは、自治の理念に沿ってやらなければいけないので、行政、議会を縛ることになります。そのようにしていくほうが良いと思います。例えば、行政評価は「別に条例で定める」としたほうが良いと思います。情報公開条例についても、今あるものをこの自治基本条例に照らし合わせなければいけません。

折原課長 皆さんが議論したものが「第5回 作業部会の記録シート」になっています。このシートをベースにして新しい概念を入れ込む議論もあるかもしれませんが、このシートを基にどのようにするかを議論していただければ良いと思います。

内山会長 この大項目「行政」についてはワークショップでも十分な議論がされていません。そのような意味で、このような議論になっても仕方ないと思います。

日下委員 職員は住民の個人情報を知る立場にあるので、守秘義務を書く必要です。趣旨に当然果たさ

れなければいけない義務であることを書く必要はないと書かれていますが、重要なことなので、「職員の責務」として書く必要があると思います。

内山会長 今の意見は趣旨の「なお、地方自治法等の他の法令で規定されているので、職員であるならば当然果たされなければならない義務(例えば、全体の奉仕者、誠実な職務遂行、守秘義務、知識の向上など)を書くことは不要だと考えます」についてですね。

日下委員 前回の作業部会で議論した記憶はありません。

利根川委員 これは地方公務員法で規定されていることだと思います。法律で決まめれていることなので、条例に入れる必要はないです。

松井委員 臨時の職員も守秘義務がありますか。

利根川委員 雇用関係によります。臨時職員の方も公務員法の対象になりますが、業務内容によっては、対象にならないこともあります。

日下委員 各自治体の条例を見ると書いています。問題点として残してください。

内山会長 再度検討しましょう。では次にいきます。中項目「(行政組織のあり方)」について意見はありますか。

牛山教授 ④に「行政は、住民の権利利益を保護し、行政への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出の基準及び手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きの確保をする必要があります」と書かれています。ここだけ、特に細かいので、「透明で公正な行政手続き」が良いと思います。また、細かいですが、行政学では「手続き」で、行政法では「手続」と書いています。

遠藤委員 私は「行政組織のあり方」も「財政」についても不必要だと考えています。自治基本条例の中で何を書くかを選ばなければいけません。自治基本条例は全国で180くらい作られています。第1期は終わったと思います。今までの条例よりも具体的に書かなければいけないと思います。前例を見て、新しいことを書いていかないといいません。

折原課長 具体的に意見を出していき、皆さんで議論していただきたいです。また、使ってもらう条例にすることも含めて議論して下さい。

利根川委員 ②、③、④は「行政の責務」に入ると思います。

牛山教授 そのような考え方もあると思います。しかし、皆さんで「行政組織のあり方」を立てて、意見を割り振ったことを考えると、②は危機管理について書いています。③は広域行政や国との関連を書いています。④はその手続が透明で公正であるべきであるということです。中項目として「行政組織のあり方」が要らないということであれば、今の意見のようにしたほうが良いです。しかし、中項目として立てるならば、取りあえずここにおいておき、最後に全体を整理するときに議論したほうが良いです。

利根川委員 行政組織は役場のことで、町長と職員の間のようなイメージであり、それを明文化したほうが良いのではないですか。

内山会長 内容の④は牛山教授のアドバイスのようにすることで良いですか。では次に移ります。「財政」について意見はありますか。

牛山教授 ④に「公益通報」とあります。「公益通報」は中項目「行政組織のあり方」に入るのではないですか。

吉野委員 ①に「投資効果」とあります。投資はリターンが求められると思います。意図しているのは費用対効果のことだと思います。行政はリターンが無い場合もあります。最少の費用で最大の効果の改革に努

めて、その効果の検証をするならば、費用対効果の検証になると思います。

日下委員 主語を「町長は」もしくは「行政は」にした方が良いです。

内山会長 今日は時間も無いのでこれで全体討議を終わります。

続いて、ワークショップに入る前に牛山教授からアドバイスをいただきます。

牛山教授 本日は「議会」について議論します。基本的には自治体議会とは何かをイメージして、そのことについて語られると思います。

日本の自治体議会は国会とは異なるシステムになっています。国家は議員内閣制をとっているのですが、議会の多数派が政府をつくります。一方、自治体議会は、必ずしも議会の多数派が町長を選ぶわけではありません。直接、議員と首長を選ぶことが憲法に規定されています。よって、議会は行政に対する厳しいチェックが期待されていると同時に、自治立法をするということ、大きく分けて2つの役割があります。日本の自治体議会は「強い首長、弱い議会」と言われます。制度的には2つは並列の関係ですが、実際には首長のほうが強いという特徴があります。理由は多々ありますが、組織が大きく、お金、人、情報についても議会よりも行政が多く持っていることが挙げられます。また、法律の書き方も議会の権能を弱めているということがあります。明治維新以来の官治集権により、議会が低く位置づけられてきました。例えば、明治時代には条例を議員が自主的に発議してつくることができませんでした。

しかし、戦後は議会の権能を高めるような改革が行われてきました。それなのに、「強い首長、弱い議会」と言われている理由として、議員同士が討論する機会が少ないことが1つあげられます。日本の自治体議会は国会と同じ議場の作り方になっていて、議員が議員に話すかたちになっています。政治構造からは、首長と議員が対決するようなかたちにならなければいけません。そのようなところから変えていこうという自治体も出てきています。

皆さんからは、熟議をするべきだ、政策形成能力を高めるべきだなどの意見が出ると思います。また、議員は住民とよく話をしていないのではないかという指摘があるかもしれません。議会として住民説明会や報告会をどのくらい行っているかについても議論になっています。また、各地で議会基本条例が作られています。ある自治体では、市民を議場に招き、議員が説明会をしているところもあります。町村の自治体議会では定期的に説明会を開いているところもあります。自治体議会では法律上議長に召集権が無く、町長が召集します。このことは、なかなか改革できていないところですが、ある自治体では通年議会として1月1日に町長が召集し、12月31日まで議会を開いている自治体議会もあります。議長が休会したり、開会したりするやり方です。このようなことが議会の改革になっています。政権交代後、国は自治体議会について踏み込んだ改革をしようとしています。例えば、議会の議員の数の上限撤廃や議会の議決権の拡大などです。町長が議員の中から副町長に登用できる仕組みなども一部で報道されています。このような議論も含めて議論しなければいけません。取りあえず皆さんは今の議会に対する考え方やあるべき姿を出して、作業部会でまとめていただければと思います。以上です。

内山会長 では、只今の話を参考に11:30まで議論して下さい。

※A～Cグループの3グループに分かれてワークショップを行いました。

* * * * *

【2 ワークショップ】

事務局 作業部会で作業をするためにも、どうしてそのような内容になったかを含めて発表して下さい。

内山会長 Aグループから発表をお願いします。

神田副会長 Aグループの発表をします。「議会の責務」の内容について読み上げます。

「1 議会は町の最高意思決定機関として、町の政策の意思決定及び行政運営の監視等を行い、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組む事とします。2 議会は、住民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、住民に対し、審議の内容及び経過を定例会ごとに、わかりやすく説明しなければなりません。3 議会の会議は原則可視化し、これを公開します。また、議会の情報公開、情報提供を積極的に推進しなければなりません。」ここで言う「可視化」は録音・録画をして常に住民が見ることができることを言います。

「議員の責務」についての内容を読み上げます。「1 議員は、住民とともに活動し、まちづくりに関する政策能力の自己研鑽に努め、調査権を活用して町政監視の責務を果たします。2 議員は、住民の代表として清廉潔白でなければならず、自らの資産を公開するものとします。3 議員は、議会活動や行政情報および日常の議員活動について、住民にわかりやすく報告しなければなりません。4 議員選挙は、選挙公営化を推し進めるとともに、候補者は、政見〈公約〉を述べ、有権者に選択の材料を提供しなければなりません。」

4はAグループの特徴で、選挙広報の拡大などにより、住民が選挙で選ぶ材料を提供するという事です。公職選挙法では、市区町村議員は立会演説会ができません。個人の合同立会演説会のようなことを行ったりすることで、候補者ができるだけ政見や公約を住民の前に明らかにするような選挙を行うシステムをつくるということです。選挙について、自治基本条例で書いている自治体はほとんどありません。実際に議会は、選挙によって選ばれた議員で構成されているので、大本をしっかりと書かなければいけません。そのようなことで、Aグループは選挙について書きました。

「町政の監視と報告義務」については「責務」に入るといって2つの中項目にしています。以上です。

内山会長 Bグループ、発表をお願いします。

遠藤委員 Bグループの発表をします。「議会の責務」の内容を読み上げます。

「町議会は、この条例の理念にのっとり、その権限を行使し、自治の推進をはからなければならない。」このように大項目「行政」と同じように抽象的になっています。「議員の責務」については具体的に書いています。

「1 町議会議員は、一町民として地域の自治を実現しなければならない。2 町議会議員は、議会開催前に町民の意見を聞く集会を開かなければならない。3 町議会議員は、議会開催後に報告集会を開催しなければならない。4 町議会議員は、住民の意志が町政に反映されるように政策を立案する。」1についてはこれから内容を膨らませいく必要があります。町議会議員一人ひとりが自治を実現していくという意味で書きました。

「町政の監視と報告義務」の内容は、「議会及び議員は、住民の意志が町政に反映されているか監視（検査、調査）し、報告を公表しなければならない。」となっています。

具体的に報告を義務付けすることを書きました。以上です。

内山会長 Cグループ、発表をお願いします。

吉野委員 Cグループの発表をします。「議会の責務」の内容を読み上げます。

「①議会は、白岡町の意味決定機関として、議会運営に努めなければならない。②議会は住民の意志を適確に反映した行政運営の実現のため、住民と対話しながら議会運営に努めなければならない。③議会の権限を最大限に生かし行政と協力し、又は牽制し、良好な緊張関係を保つものとする。」これは、地方自治法の第96条で定められている部分ですが、「住民の意見を聞いて、条例の制定、改廃、予算の決定、執行、承認等」ということを書くという意見がありました。しかし、先程も議論になったように全てを列挙しなければいけないという話になりましたが、あえて書かなければいけないという意見が出ました。次の議論で、まとめて白岡町の意味決定機関であるということで①のように書きました。②は「住民の意志を適確に反映し」という部分で、議員が住民全体の代表であることを明確にしました。また、牛山教授の話にあったように住民と対話という言葉を盛り込みました。③では馴れ合いにならないように協力しながらも牽制するという表現になっています。

「議員の責務」の内容を読み上げます。「議員は住民の代表として選ばれた責任をもって、住民の信頼に応え職務の遂行にあたらなければならない。議員は議会の一員であり、「議会の責務」に準じた責務を負うものとする。議員は、自らの議会活動に関する考え方を住民に説明しなければならない。議員は積極的に行政運営の情報を収集し、広く、住民に報告しなければならない。」です。「町政の監視と報告義務」と重なるところですが、議員自らの議会活動について考える機会が少ないということで、責務の中に入れました。議員には議員ならではの調査権があります。行政運営の情報収集をして、広く住民に報告し、周知する役割も必要だと思い入れました。

内山会長 考え方、趣旨について記入してシートを提出してください。これで3グループによるワークショップを終わります。

※ワークショップで各グループが提出したシートを基に、第6回作業部会で「議会の責務」、「議員の責務」、「町政の監視と報告義務」の案を作成し、それを第14回全体会議で報告します。

※事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。